

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案参照条文

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）	（抄）	1
○砂防法（明治三十年法律第二十九号）	（抄）	2
○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	（抄）	2
○道路法（昭和二十七年法律第八十号）	（抄）	4
○海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）	（抄）	5
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（抄）	7
○地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	（抄）	7
○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	（抄）	9
○河川法（昭和三十九年法律第六十七号）	（抄）	11
○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）	（抄）	13

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（抄）

（漁港施設の意義）

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

- イ 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- ロ 係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場
- ハ 水域施設 航路及び泊地

二 機能施設

- イ 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
- ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
- ハ 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地
- ニ 漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
- ホ 補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設
- ヘ 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌じ料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設
- ト 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場
- チ 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所
- リ 漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設
- ヌ 漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設
- ル 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
- ヲ 廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設
- ワ 廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設
- カ 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設

（漁港管理者の決定）

第二十五条 次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各号に定める地方公共団体とする。

- 一 第一種漁港であつてその所在地が一の市町村に限られるもの 当該漁港の所在地の市町村
- 二 第一種漁港以外の漁港であつてその所在地が一の都道府県に限られるもの 当該漁港の所在地の都道府県
- 三 前二号に掲げる漁港以外の漁港 農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経て定める基準に従い、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該漁港の所在地の地方公共団体のうちから告示で指定する一の地方公共団体

第七章 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の場合において、農林水産大臣の許可を受けずに他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを使用した者

二 第三十七条第一項の規定に違反した者

三 第三十九条第一項の許可を受けずに、同項の建設、改良、採取、掘削、盛土、放流、放棄又は占用をした者

四 第三十九条第五項の規定に違反して基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第二項後段の許可を受けずに、特定漁港漁場整備事業の施行を委託した者

二 第三十八条の認可を受けずに、基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収した者

三 第三十九条第五項の規定に違反して同項第二号又は第三号に該当する行為をした者

四 第四十一条第二項の規定による職員の立入り、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

○砂防法(明治三十年法律第二十九号) (抄)

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

○港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) (抄)

(定義)

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。

254 (略)

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船だまり

二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

- 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場
 - 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁りよう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
 - 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の出入港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
 - 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
 - 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
 - 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
 - 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
 - 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
 - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
 - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
 - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の宿泊所、診療所その他の福利厚生施設
 - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
 - 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
 - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
 - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
 - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6 (略)
- 7 この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行なうものをいう。
- 8・9 (略)
- (港湾施設の貸付け等)
- 第五十四条 前条に規定する場合のほか、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。
- 2
3 (略)

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 （略）

第八章 罰則

第九十九条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
 - 二 第三十七条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十七条第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
 - 三 第四十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 四 正当の事由がなくて第六十八条第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、収用若しくは処分を拒み、又は妨げた者
- 第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三十二条第三項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第三項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
 - 二 第四十六条第一項又は第二項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者

- 三 第四十六条第三項の規定による禁止又は制限に違反して水底トンネルを通行した者
 - 四 第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に
関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行した者
 - 五 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により
道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の命令（第七十一条第五
項の規定による道路監視員の命令を含む。）に違反した者
 - 六 第六十七条の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者
 - 七 第九十一条第一項の規定に違反した者
- 第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により
道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者
 - 二 第四十七条の二第六項の規定に違反して許可証を備え付けなかつた者
 - 三 第四十七条の三第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者
 - 四 第七十一条第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反し
た者
 - 五 第七十一条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路監視員の命令に違反した者
- 第二百三条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四
項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者
は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監視員の命令に違反した者についても、同様とする。
- 第二百四条 第四十四条第四項又は第四十八条第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者
の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第二百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、
行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 第二百六条 第四十八条の八第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。
- 第二百七条 第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つてその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみな
す。

○海岸法（昭和三十一年法律第百一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限り、）その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

2 (略)

3 この法律において「海岸管理者」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」という。）について第五条第一項から第四項まで及び第三十七条の二第一項並びに第三十七条の三第一項から第三項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

(主務大臣等)

第四十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 港湾区域、港湾隣接地域、公告水域及び特定離島港湾区域に係る海岸保全区域に関する事項については、国土交通大臣

二 漁港区域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

三 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するもの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基づき海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

四 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に都道府県、市町村その他の者が農地の保全のため必要な事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するもの存する地域（前号に規定する地域を除く。）に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣及び国土交通大臣

五 一般公共海岸区域のうち、第三十七条の三第二項の規定により特定区域の管理者が管理するものに関する事項については、前各号の規定により特定区域に関する事項を所掌する大臣

六 前各号に掲げる海岸保全区域等以外の海岸保全区域等に関する事項については、国土交通大臣

2 前項の規定にかかわらず、主務大臣を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の主務大臣がその管理を所掌することが適当であると認められるものについては、関係主務大臣が協議して別にその管理の所掌の方法を定めることができる。

3 前項の協議が成立したときは、関係主務大臣は、政令で定めるところにより、成立した協議の内容を公示するとともに、関係都道府県知事及び関係海岸管理者に通知しなければならない。

4 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

(罰則)

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して海岸保全区域を占用した者

二 第八条第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者

三 第八条の二第一項の規定に違反して海岸管理者が管理する海岸保全施設を損傷し、又は汚損した者

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の二第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者（前条第三号に掲げる者を除く。）

二 第十八条第六項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

三 第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第二十条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第三十七条の四の規定に違反して一般公共海岸区域を占用した者

六 第三十七条の五の規定に違反して同条各号の一に該当する行為をした者

七 第三十七条の六第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者

（両罰規定）

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 （略）

②③④ （略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 （略）

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯ （略）

○地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

(主務大臣等)

第五十一条 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 砂防法第二条の規定により指定された土地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

二 森林法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項（同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項を除く。）の規定により指定された保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

三 前二号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

ロ イに該当しない地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

2・3 (略)

第六章 罰則

(罰則)

第五十二条 第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六条第七項（第十六条第二項又は第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第二十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十四条 第八条（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破損した者は、一万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第五十二条又は第五十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠きよである構造のものをいう。

四 (略)

五 都市下水道 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六〇八 (略)

(事業計画の認可)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

(設計者等の資格)

第二十二条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合（政令で定める場合を除く。）においては、その設計（その者の責任において設計図書を作成することをいう。）又はその工事の監督管理（その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することをいう。）については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。

2 (略)

(指定)

第二十七条 前条の規定により都市下水路を管理する者（以下「都市下水路管理者」という。）は、下水道を都市下水路として指定するときは、

都市下水道となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときも、同様とする。

2 (略)

第五章 罰則

第四十五条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第十二条の五（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十二条の九第二項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四（第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項（第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の六第一項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十二条の十二（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第十三条第一項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項（第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 3 6 （略）

（二級河川）

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2 3 7 （略）

（河川管理者）

第七条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

（一級河川の管理）

第九条 （略）

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3 3 7 （略）

（この法律の規定を準用する河川）

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 （略）

第七章 罰則

第二百二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条の規定に違反して、河川の流水を占用した者
- 二 第二十六条第一項の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者
- 三 第二十七条第一項の規定に違反して、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

第二百三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の二第四項の規定に違反して、原状回復措置等を拒み、又は妨げた者
 - 二 第三十条第一項の規定に違反して、工作物を使用した者
 - 三 第八十九条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 第二百四條 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十五条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者
 - 二 第五十八条の四第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者
- 第二百五條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十四条第一項の規定による指示に従わなかつた者
- 二 第四十七条第一項前段に規定する操作規程の承認を受けないうで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者
- 三 第四十七条第三項の規定に違反して、ダムを操作した者
- 四 詐欺その他不正な手段により、第二十三条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項又は第五十八条の四第一項の許可を受けた者
- 五 詐欺その他不正な手段により、第三十条第一項の規定による検査に合格して、工作物を使用した者

第二百六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十九条の規定に違反して、記録を作成せず、又は記録の提出を拒み、若しくは虚偽の記録を提出した者
- 二 第五十条第一項に規定する管理主任技術者を置かないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者
- 三 第五十八条の規定により河川区域内の土地とみなされる河川予定地内の土地又は第五十八条の七の規定により河川立体区域内の地下若しくは空間とみなされる河川予定立体区域内の地下若しくは空間において、第二十六条第一項の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

四 前号に規定する河川予定地内の土地又は同号に規定する河川予定立体区域内の地下若しくは空間において、第二十七条第一項の規定に違反して、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

五 第三号に規定する河川予定地内の土地又は同号に規定する河川予定立体区域内の地下若しくは空間において新築し、又は改築した工作物を、第三十条第一項の規定に違反して、使用した者

六 第七十八条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者
第七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十条 第三十三条第三項（第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第九十条 第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく政令又は都道府県若しくは指定都市の条例には、必要な罰則を設けることができる。

2 前項の罰則は、政令にあつては六月以下の懲役、三十万円以下の罰金、拘留又は科料、条例にあつては三月以下の懲役、二十万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。

（都道府県以外の者の施行する工事）

第十三条 （略）

2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第五章 罰則

第二十七条 第八条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五条第七項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定に違反した者

三 第十条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

四 第十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破損した者
 - 二 第七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。